

令和3年度 しくら地域包括支援センター 運営方針

事業目的・内容・方法	
運営体制	総合相談支援業務
<p>越前市が定める運営方針に基づき、地域包括ケアシステムの中核機関として公益性、地域性、協働性の視点に基づき、適切な事業運営を行います。</p> <p><b>(1)事業計画の策定・評価・改善</b>                      年度初めに運営方針に沿った事業計画を立て、計画的に遂行します。3ヶ月毎に進捗状況を確認し、必要に応じ見直しを行います。</p> <p><b>(2)広報活動</b>                      地域住民に対しパンフレットやチラシを活用し、地域包括支援センターの活動等、周知していきます。</p> <p><b>(3)専門職のチームアプローチによる支援</b>                      各々の専門性を活かし連携をとりながら課題解決に向けて対応する等、包括的に高齢者を支えるチームアプローチを実践します。</p> <p><b>(4)職員の姿勢</b>                      職員は公益的な機関であることを認識し、公正で中立性の高い事業運営を行います。                      サービスを紹介する際には複数の事業所を提示し利用者が選択できるよう努めます。</p> <p><b>(5)職員の資質向上</b>                      会議や研修等に積極的に参加し、内容については申し送りや伝達講習しセンター職員で共有します。</p> <p><b>(6)個人情報の保護</b>                      法人の個人情報保護規定を遵守し、厳重に取り扱うとともに、個人情報の紛失、漏洩がないように努めます。                      個人ファイルや個人が特定できる書類、パソコン等は鍵のかかる書庫に保管します。個人情報の入った書類はシュレッターで廃棄します。</p> <p><b>(7)苦情対応</b>                      苦情があった場合は適切に対応し、再発防止に向けて職員間で協議します。</p> <p><b>(8)市及びセンター相互の連携強化</b>                      市関係部署や市内の地域包括支援センターとの情報共有、連携に努めます。</p>	<p>地域の高齢者等が住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活できるよう総合相談窓口となります。</p> <p><b>(1)総合相談支援業務</b>                      地域の高齢者等からの様々な相談を、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的にフォローしていきます。                      来所や電話での相談だけでなく、地域でのつどいや各種講座、イベント等を利用して地域住民が気軽に相談出来る機会を設けます。夜間や休日は携帯電話に転送とし、いつでも相談できるようにします。</p> <p><b>(2)地域包括支援ネットワーク構築業務</b>                      高齢者だけでなくその家族や障がい者等の相談についても適切な支援につなげます。継続的な見守りを行い、更なる問題発生防止のため、医療、介護、福祉サービス機関、民生委員等地域の様々な関係者とのネットワーク構築に努めます。                      相談協力委員会を開催し情報交換や勉強会を行っていきます。</p> <p><b>(3)実態把握業務</b>                      独居や高齢者世帯の訪問、民生委員や地域住民からの情報収集等により、高齢者や家族の心身状況や家庭環境等について実態把握を行います。                      地域ごとの課題やニーズを把握し今後、必要となるネットワーク、社会資源等を明らかにしていきます。</p>

令和3年度 しくら地域包括支援センター 運営方針

事業目的・内容・方法	
権利擁護業務	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
<p>高齢者等が地域において安心して尊厳ある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から権利擁護のための支援を行います。</p> <p><b>(1)高齢者虐待への対応</b></p> <p>地域住民、民生委員、医療機関、サービス事業所等の関係機関に対し、あらゆる機会を通して高齢者虐待の防止や通報義務について啓発を行います。</p> <p>虐待把握時にはセンター内で情報を共有、高齢者の安全確認と状況確認を行い、関係機関と連携し対応していきます。</p> <p><b>(2)消費者被害の防止</b></p> <p>訪問時やつどい等、高齢者が集まる場にて消費者被害の注意喚起や情報提供を行います。</p> <p>消費者被害を発見した場合には消費者センターや警察と連携を図り適切に対応します。</p> <p><b>(3)成年後見制度の活用促進</b></p> <p>成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度利用について必要性を判断、申し立ての支援や助言、関係機関につなげる等します。</p> <p>訪問時やつどい等、高齢者の集まる場においてチラシ等を用いて制度の周知を図ります。</p>	<p>高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けることができるよう多職種で協働し、地域の関係機関との連携を図ります。介護支援専門員が利用者を支える活動ができるようサポートします。</p> <p><b>(1)包括的・継続的なケア体制の構築（関係機関の連携体制構築支援）</b></p> <p>地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関に関する情報提供</li> <li>・関係機関への周知</li> <li>・意見交換等の場の設定</li> <li>・情報共有のためのルールづくり</li> </ul> <p><b>(2)介護支援専門員のネットワーク構築</b></p> <p>地域の介護支援専門員の業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図ります。</p> <p><b>(3)介護支援専門員等の実践力向上支援</b></p> <p>市の行う研修会等に参加、協力します。</p> <p>今後、センターにおいて研修や事例検討会を行っていけるよう、居宅介護支援事業所に意見を求める等して情報収集、研修等の計画を立てます。</p>

事業目的・内容・方法	
介護予防関連業務	在宅医療・介護連携推進業務
<p>介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、予防サービス事業、生活支援サービス事業その他の適切なサービスが、包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。</p> <p><b>(1)指定介護予防支援事業</b></p> <p>要支援者や事業対象者に対し、介護予防サービス等が適切に利用できるようにします。公的サービスのみならず、その他のインフォーマルサービス等、多様な社会資源を活用しながら自立支援を目指したケアマネジメントを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防ケアマネジメント給付管理</li> <li>・総合事業・要支援者のケアプラン点検</li> <li>・総合事業・要支援者のスクリーニング業務</li> <li>・プラン点検評価・給付管理</li> <li>・対象者の訪問調査</li> </ul> <p><b>(2)一般介護予防事業</b></p> <p>65歳以上の方を対象に、要支援・要介護状態に陥る可能性の高い方を早期に把握し、要介護状態となることを予防します。市と協働し事業を実施します。</p> <p>① 介護予防把握事業</p> <p>支援を必要とする方を早期に発見し、介護予防活動につなげます。</p> <p>② 介護予防普及啓発事業</p> <p>市や市内包括支援センターと連携し支援センターだよりを作成、配布します。</p> <p>地域のつどいや集まりにおいて介護予防の知識の普及、啓発を行います。</p>	<p>保健、介護予防、医療と介護を一体的に提供することにより、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう多職種による協同、連携の体制づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民へ情報提供します。</li> <li>・多職種連携会議へ出席し、一緒に課題解決に取り組みます。</li> <li>・医療関係者、介護関係者と情報共有します。</li> </ul>

令和3年度 しくら地域包括支援センター 運営方針

事業目的・内容・方法	
生活支援体制推進業務	認知症総合支援業務
<p>高齢者等の生活支援サービスの体制整備を推進するために、地域や地域の協議体等と定期的な情報交換、会議への参加により連携強化を図り、地域課題の洗い出しと課題共有を進めます。</p> <p>地域における住民同士の支え合い体制づくりに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員、支え合い推進員等、地域で活動する方と積極的に情報交換を行い、地域課題の把握に努めます。</li> <li>・住民主体サービスの立ち上げやサービス充実に協力します。</li> </ul>	<p>認知症についての理解を深め、認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごせる町づくりを目指します。地域住民や関係機関と連携し認知症の方、その家族を支える体制づくりを行います。</p> <p>(1)認知症の正しい理解についての普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のつどいや会合等で認知症についての講座や勉強会を開催します。</li> </ul> <p>(2)認知症の人にやさしい地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症地域支援推進員を配置し、地域に応じた相談体制、ネットワーク構築を図ります。</li> <li>・担当地区において認知症カフェや家族介護者支援事業が開催される際にはセンターとして協力します。</li> </ul> <p>(3)早期発見・早期対応の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において認知症が疑われる方、認知症の対応等で困っている方がいる場合には認知症初期集中支援チームと連携し、対応方法等相談していきます。</li> <li>・低年齢認知症検診結果により受診勧奨をします。</li> </ul>

令和3年度 しくら地域包括支援センター 運営方針

事業目的・内容・方法	
地域ケア会議の実施	多職種協働による地域包括支援ネットワーク
<p>支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行います。個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結び付けていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の地域包括支援センターと協力し地域ケア個別会議を開催します。 (しくら担当 令和4年3月17日予定)</li> <li>・地域における地域ケア会議を開催します。 (年1回)</li> <li>・個別ケースの課題分析等による地域課題を把握します。</li> </ul>	<p>介護サービスに限らず、保健・福祉・医療サービスや地域の民生委員やボランティア等の様々な社会資源を活用しネットワークを構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係者と問題を抽出し、解決に向けた提案を行います。</li> <li>・地域の社会資源を把握し、活用していきます。</li> <li>・地域ケア会議において、どのような社会資源が必要か、どのようなネットワークが必要か把握します。</li> </ul>